

「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について（令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・医政局総務課事務連絡）」の補足について（令和3年6月1日更新）

<事務連絡の概要>

①接種費用の上乗せについて（案）

時間外等加算相当分

- ・時間外 2,070 円→2,800 円
- ・休日 2,070 円→4,200 円

②医師・看護師等の派遣について

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

※7月末までに行われる派遣が対象

1. 適用期間

①②ともに、令和3年4月1日～令和3年7月31日まで

2. 休日の定義

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。（①の事業に限る）

※上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

3. 時間外の定義

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間

※当該医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合も時間外とする。（②の事業に限る）